

○ 多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年4月1日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知)一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第 1 ～ 第 7 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p> <p>(別紙 2)</p> <p style="text-align: center;">資源向上支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第 1 ～ 第 5 (略)</p> <p>第 6 資源向上支払交付金の算定</p> <p>1 資源向上支払交付金の交付額</p> <p>対象組織への資源向上支払交付金の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、<u>2の(1)及び(2)に規定する交付単価を該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額並びに2の(3)に規定する1組織当たりの交付額</u>に相当する金額の合計とする。</p> <p>2 交付単価</p> <p>第4の1から3までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の(1)から(3)までに規定するとおりとする。</p> <p>(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動</p> <p>資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウに定めるとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 加算単価</p> <p>a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援</p> <p>多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目(ただし、<u>広報活動・農的関係人口の拡大</u>を除く。)から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算でき</p>	<p>第 1 ～ 第 7 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p> <p>(別紙 2)</p> <p style="text-align: center;">資源向上支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第 1 ～ 第 5 (略)</p> <p>第 6 資源向上支払交付金の算定</p> <p>1 資源向上支払交付金の交付額</p> <p>対象組織への資源向上支払交付金の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、<u>2に規定する交付単価を該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額</u>に相当する金額の合計とする。</p> <p>2 交付単価</p> <p>第4の1から3までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の(1)から(3)までに規定するとおりとする。</p> <p>(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動</p> <p>資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウに定めるとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 加算単価</p> <p>a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援</p> <p>多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目(ただし、<u>広報活動</u>を除く。)から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に</p>

改 正 後	現 行
<p>る交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。</p>	<p>掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。</p>
<p>b・c (略)</p>	<p>b・c (略)</p>
<p>エ・オ (略)</p>	<p>エ・オ (略)</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>第7～第9 (略)</p>	<p>第7～第9 (略)</p>
<p>(別紙3) (略)</p>	<p>(別紙3) (略)</p>
<p>(別紙4)</p>	<p>(別紙4)</p>
<p style="text-align: center;">推進組織</p>	<p style="text-align: center;">推進組織</p>
<p>第1 推進組織の設立 1 (略)</p>	<p>第1 推進組織の設立 1 (略)</p>
<p>2 なお、推進組織が日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）第5の4に定める推進組織推進事業を行うためには、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）別紙4に定める要件を満たすものとする。</p>	<p>2 なお、推進組織が日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）第3の4に定める推進組織推進事業を行うためには、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）別紙4に定める要件を満たすものとする。</p>
<p>第2・第3 (略)</p>	<p>第2・第3 (略)</p>
<p>(別紙5)・(別紙6) (略)</p>	<p>(別紙5)・(別紙6) (略)</p>

附 則(令和4年4月1日付け3農振第3015号)

1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱に基づき令和3年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の同要綱に基づく算定方法及び交付単価によるものとする。